

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年5月3日 09時30分ごろ
発生場所	和歌山県田辺港西方沖 田辺沖ノ島灯台から真方位261° 1.0海里付近 (概位 北緯33° 42.9′ 東経135° 18.4′)
事故の概要	漁船 ^{しげかつ} 繁勝丸は、操業しながら西進中、また、漁船 ^{やす} 保丸は、操業しながら北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年5月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 繁勝丸、9.1トン WK2-5080（漁船登録番号）、個人所有 第252-20967号（船舶検査済票の番号） B 漁船 保丸、4.4トン WK3-22715（漁船登録番号）、個人所有 第252-19856号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷ブルワーク及び操舵室窓ガラスの破損等 B 左舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 低潮時
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、ひき縄釣り漁を行う目的で、田辺港を出港した。 A船は、両舷及び船尾から釣り ^{ざお} 竿を1本ずつ出し、田辺港西方沖を約7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進中、左舷側の竿に魚が掛かったので、約6knの速力に減じ、船長Aが、船尾甲板で魚の取り込み作業を行うこととした。 A船は、船長Aが、船尾甲板で船尾方を向いて魚の取り込み作業中、船首方を振り向いたところ、至近に迫ったB船を認めたものの、どうすることもできず、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、ひき縄釣り漁を行う目的で、田辺港を出港した。 B船は、両舷及び船尾から釣り竿を1本ずつ出し、田辺港西方沖を約7knの速力で北東進中、竿に魚が掛かったので、約6knの速力に

	<p>減じ、船長Bが、船尾甲板で魚の取り込み作業を行うこととした。</p> <p>船長Bは、船尾甲板で船尾方を向いて魚の取り込み作業を行っていたところ、軽い衝撃を感じた。</p> <p>船長Bは、船首方を振り向いたところ、A船を認め、B船とA船とが衝突したことに気付いた。</p>
分析	<p>A船は、田辺港西方沖で操業中、船長Aが、船尾甲板で魚の取り込み作業を行い、見張りを行っていなかったことから、B船に気付くのが遅れたものと考えられる。</p> <p>B船は、田辺港西方沖で操業中、船長Bが、船尾甲板で魚の取り込み作業を行い、見張りを行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、船長A及び船長Bが、共に船尾甲板で魚の取り込み作業を行い、見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。